



貸付金債権の評価／同族会社に対する貸付金の回収可能性

～相続開始後に営業を休止し、解散した場合～

被相続人の同族会社に対する貸付金債権の評価については、その会社が債務超過であっても相続開始時に経済的に破綻していない限り、評価減をすることは難しいようです。今回は、相続開始後、営業を休止し、解散した同族会社に対する貸付金債権の評価額について、0円か元本価額かが争われた判決をご紹介します。（令和3年10月22日青森地裁・棄却・控訴・TAINSコード：Z271-13620）

<事案の概要>

被相続人亡甲（平成28年10月死亡）は、同人が代表取締役を務める同族会社A社（ホテル・レストラン業）に対する貸付金債権（本件貸付金債権）を有していました。亡甲を相続した原告（亡甲の長男）は、本件貸付金債権について、財産評価基本通達（評価通達）205《貸付金債権等の元本価額の範囲》の定めにより時価が0円となることを前提にして相続税の申告をしましたが、処分行政庁が、評価通達204《貸付金債権の評価》の定めに基づき同請求権の時価を相続開始時の残額（3億7029万5000円）で評価した上で、更正処分等をしたことから、これらの取消しを求めて出訴しました。なお、A社は、平成28年12月30日に営業を休止し、平成30年12月に解散、令和元年6月に清算が終了しています。

<裁判所の判断>

青森地裁では、次のとおり判断し、原告の請求を棄却しました。

- ① 相続開始時において、A社が破産手続開始決定等を受けていたという事実はない以上、A社に、評価通達205（1）イないしホのいずれに該当する事由がないことは明らかである。また、原告は、相続開始時よりも前の平成28年10月5日に同年12月30日をもってA社を休業する旨の取締役会決議（本件決議）がなされた旨主張しているが、本件決議は、同年12月30日をもって休業するというものにとすぎず、A社は、相続開始時において、現に事業を継続していたものであるから、A社が、相続開始時において、「業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6ヶ月以上休業して」いたものということができないのは明らかであり、評価通達205（1）へに該当する事由もない。したがって、本件貸付金債権が、評価通達205（1）に該当する債権であるとはいえない。
- ② A社の負債や収支等の状況からすれば、A社が、相続開始時において、直ちに支払不能に陥るなどして事業継続が不可能となることが確実な状況にあったとはいえないのであって、実際に、A社は、相続開始時以降約2か月間にわたって、ホテル等への宿泊等を受け付けるなどして事業を継続し、この間、資金繰りが行き詰るなどして評価通達205（1）に定めるいずれかの事由が生じたわけではなく、倒産手続を利用せずに清算終了に至っていることからしても、A社が、相続開始時において経済的に破綻していたとまではいえないことが十分裏付けられるというべきである。
- ③ したがって、A社が、相続開始時において、経済的に破綻していることが客観的に明白であったということはできないから、本件貸付金債権について、評価通達205柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる」事由があるということとはできず、本件貸付金債権について評価通達205を適用して、本件貸付金債権の評価額を0円と評価することはできない。
- ④ また、相続開始時において、A社が直ちに支払不能に陥ることが確実な状況にあったとはいえないのであるから、本件貸付金債権の全額を返済できる見込みが必ずしも高くなかったとしても、そのことのみをもってA社が経済的に破綻しているのと同視し得るとはいえない。
- ⑤ よって、相続開始時における本件貸付金債権の評価に当たって、評価通達204を適用し、その時価額を3億7029万5000円と評価したことは適法である。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判15頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。